

平成27年8月1日からの 介護保険制度の改正

について



社会全体で高齢者の介護を支えるしくみの介護保険制度は、国が基準を定めながら市町村が運営しており、3年ごとに見直されることになっています。介護を社会全体で支えるということは、介護保険にかかる費用を社会全体で負担することです。

介護保険料の上昇を可能な限り抑えながら、現役世代への過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図り持続可能な制度とするため、介護保険サービスに係る利用者負担等について見直しが実施されます。

1. 介護保険サービスの利用者負担額について

これまで、介護保険のサービスは一律1割の自己負担で利用できましたが、65歳以上の方で合計所得金額が160万円以上（年金収入に直すと280万円以上）ある方については、2割負担となります。（その他同一世帯の要件等があります）

また、要介護認定を受けた方全員に、負担割合（1割または2割）が記載された『介護保険負担割合証』を7月末日までに発行します。

2. 介護保険施設の入所者の食費・居住費の軽減について

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ等の介護保険施設を利用する方の食費・居住費については住民税非課税世帯などの低所得の方について軽減していますが、配偶者（世帯分離をしても配偶者の所得は勘案）が住民税課税である場合、または預貯金が一定額（単身世帯の場合1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は軽減の対象となりません。

3. 高額介護サービス費について

介護保険サービスを利用する場合の利用者負担額には、世帯の所得に応じた月々の上限額が設定されています。同じ月に支払った利用者負担額の合計が上限額を超えた時には、超えた分が払い戻されます。この上限額の区分に、『現役並み所得相当』が新設され、新しい上限額が設定されます。